

尼崎市建設業者等級別格付基準

(目的)

第1条 この基準は、尼崎市建設工事指名業者選定基準第2条第1項に規定する等級の格付について定めるものとする。

(等級の格付等)

第2条 等級の格付は、建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の23の規定に基づく建設業者の経営に関する客観的事項の審査結果の数値（以下「客観数値」という。）に次条第1項第1号から第11号まで及び次条第4項に定める場合の数値（以下「主観数値」という。）を加え、又は次条第6項に定める数値を減じた数値（以下「総合数値」という。）をもって別表1から別表5までのとおり行うものとする。ただし、本市市域内に主たる事務所を有する者以外の者の等級の格付は、客観数値により行うものとする。

2 前項により格付された等級に対応する工事の設計金額の範囲は、別表1から別表5までに定めるものとする。

(主観数値)

第3条 主観数値は、次の各号に掲げる場合においてそれぞれ定める点数とする。

- (1) 入札参加資格審査申請において登録を希望する本店及び支店等営業所全てが、JIS Q9001（ISO9001）を公益財団法人日本適合性認定協会（以下「JAB」という。）又はJABと相互認証している認定機関に認定されている審査登録機関から認証されている場合 10点
 - (2) 入札参加資格審査申請において登録を希望する本店及び支店等営業所全てが、JIS Q14001（ISO14001）をJAB又はJABと相互認証している認定機関に認定されている審査登録機関から認証されている場合 10点
 - (3) 入札参加資格審査申請において登録を希望する本店及び支店等営業所全てが、エコアクション21を一般財団法人持続性推進機構から認証されている場合 10点
 - (4) 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）に基づく身体障害者、知的障害者若しくは精神障害者の雇用義務を達成し、同法第43条第7項に規定する厚生労働大臣への報告をしている場合又は同法に基づく報告義務のない者で身体障害者、知的障害者若しくは精神障害者を1人以上雇用している場合 10点
 - (5) 神戸保護観察所に協力雇用主として登録した場合 5点
 - (6) 神戸保護観察所に協力雇用主として登録したうえで、神戸保護観察所が保護観察対象者等であることを証明した者を3か月以上雇用した場合 10点
 - (7) 尼崎市と「災害時における応急対策業務の応援に関する協定」を締結し、本市が実施する訓練に参加している場合 5点
 - (8) 尼崎市男女共同参画推進事業者として認定された場合 5点
 - (9) 若年技術職員の人数が技術職員の人数の合計額の15%以上の場合であって経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書において確認できるとき 5点
 - (10) 1年以内に新たに技術職員となった若年技術職員の人数が技術職員の人数の1%以上の場合であって経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書において確認できるとき 5点
 - (11) 経済産業省が実施する「健康経営銘柄」及び「健康経営優良法人」の顕彰制度において、認定を受けた場合 5点
- 2 前項第2号に該当し、加点された者が同項第3号にも該当する場合には、同号による加点はしないものとする。

- 3 前項第6号に該当し、加点された者については、同項第5号による加点はしないものとする。
- 4 第1項の主観数値の加算に必要な手続きについては、別に定める。
- 5 第1項の主観数値の加算は、総務局長が認定した日の翌月から第1項各号に定める事由が消滅した日又は競争入札参加資格の有効期間が満了した日のいずれか早い日まで行うものとする。
- 6 尼崎市入札参加停止等の措置に関する要綱に基づき当該年度において1事案で6月以上の入札参加停止を受けた場合は、翌年度の1年間において10点を減じるものとする。
(共同企業体)

第4条 建設工事共同企業体取扱要綱に規定する共同企業体についての総合評点は、客観数値のみにより行う。

- 2 共同企業体についての客観数値は、別に定める。

付 則

(実施期日)

- 1 この基準は、平成15年4月1日から実施する。ただし、第3条第4項の規定は、平成16年4月1日から実施する。

(建設業者の等級別格付基準の廃止)

- 2 建設業者の等級別格付基準(平成6年8月1日制定)は、廃止する。

付 則

この基準は、平成15年11月1日から実施する。

付 則

この基準は、平成16年4月1日から実施する。

付 則

この基準は、平成20年4月1日から実施する。

付 則

(実施期日)

- 1 この基準は、平成21年7月1日から実施する。

(経過措置)

- 2 改正後の尼崎市建設業者等級別格付基準は、当該基準の実施の日(以下「実施日」という。)以降における業者の指名又は業者の公募から適用し、実施日前における業者の指名又は業者の公募については、なお従前の例による。

付 則

この基準は、平成22年4月1日から実施する。

付 則

この基準は、平成25年4月1日から実施する。

付 則

この基準は、平成25年6月7日から実施する。

付 則

この基準は、平成28年4月1日から実施する。

付 則

この基準は、平成28年6月1日から実施する。

付 則

この基準は、平成29年4月1日から実施する。

付 則

この基準は、平成30年4月1日から実施する。

付 則

この基準は、平成30年6月1日から実施する。

付 則

この基準は、令和2年6月1日から実施する。

付 則

この基準は、令和4年6月1日から実施する。

付 則

この基準は、令和6年6月1日から実施する。

付 則

この基準は、令和8年6月1日から実施する。

別表1 土木一式工事

等級	総合数値 (点)	発注標準金額 (千円)
A	890 以上	30,000 以上
B	720 以上 890 未満	30,000 以上 80,000 未満
C	600 以上 720 未満	10,000 以上 30,000 未満
D	600 未満	10,000 未満

別表2 建築一式工事

等級	総合数値 (点)	発注標準金額 (千円)
A	770 以上	30,000 以上
B	650 以上 770 未満	30,000 以上 80,000 未満
C	550 以上 650 未満	10,000 以上 30,000 未満
D	550 未満	10,000 未満

別表3 舗装・防水・造園工事

等級	総合数値 (点)	発注標準金額 (千円)
A	600 以上	10,000 以上
B	600 未満	10,000 未満

別表4 電気工事

等級	総合数値 (点)	発注標準金額 (千円)
A	780 以上	30,000 以上
B	710 以上 780 未満	30,000 以上 60,000 未満
C	590 以上 710 未満	5,000 以上 30,000 未満
D	590 未満	5,000 未満

別表5 管工事

等級	総合数値 (点)	発注標準金額 (千円)
A	720 以上	30,000 以上
B	680 以上 720 未満	30,000 以上 60,000 未満
C	590 以上 680 未満	5,000 以上 30,000 未満
D	590 未満	5,000 未満